

令和6年度職員団体との交渉結果（第2回確定交渉（部長1回目））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

総務部長、総務部次長、人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和6年11月8日（金）10：15～12：00 北新館5-A会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、中途採用者の初任給の見直し、諸手当の改善、育児と仕事の両立支援制度、会計年度任用職員の任用回数上限撤廃など

5. 交渉状況

職員団体	県
<p>物価が大幅に高騰しており、職員の生活改善を図るため、人事委員会勧告どおり給料表の引上げを行うこと。また、地域手当の支給率を引き下げることに伴い、現行の給与水準を確保するための調整を確実に行うこと。</p> <p>中高年齢層職員に対する給料表の引上げは、物価高騰に対して不十分であり賃金改善が必要だ。</p>	<p>人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、その将来にわたる財政的な影響についても十分に検討する必要があることからもう少し時間をいただきたい。</p> <p>近年の人事委員会勧告は若年層に重きを置いた内容だが、昨年度に引き続き、中高年齢層職員も含めすべての職員の給料月額を改定する内容となっている。人事委員会勧告を踏まえた対応が基本と考えている。</p>
<p>中途採用者の初任給について、同年代・同期と比較して給料が安く、昇任も遅い。初任給算定時における民間企業経験の換算を改善し、中途採用者の賃金水準を改善すること。あわせて在職者調整を行うこと。</p>	<p>本県の前歴換算制度は、国より有利な取扱いとしているものの、近年人材確保が厳しい状況であること、民間企業経験の長い職員の採用が増えていることから、その運用面の見直しを検討したい。また、在職している職員についても、一定の範囲について、在職者調整が必要と認識しておりその範囲や内容を検討したい。</p>
<p>扶養手当について、配偶者の中には子育てや身体的理由等により働けない人もおり、国の政策的な意図で配偶者に対する手当を廃止するのではなく、現行の手当額を維持するべきだ。</p>	<p>人事委員会勧告では、給与制度のアップデートとして、国に準じて段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる内容の勧告があったことから、これを基本に検討する。</p>

<p>通勤手当について、ガソリン価格の高騰が職員の生活をひっ迫させていることから、自家用車に係る手当額を引き上げること。費用弁償の観点から長距離の自動車通勤に見合う距離区分の設定は必要だ。また、高速道路等の利用に対する手当を全額支給すること。</p>	<p>人事委員会勧告に基づいて実施するものであり、勧告にない内容について、独自に拡大実施することは困難である。</p> <p>高速道路等の特別料金について、人事委員会勧告において、給与制度のアップデートとして国に準じて月 15 万円の通勤手当の支給限度額を設け、その範囲内で高速道路等の特別料金を全額支給すること等の内容が勧告されたため、これを基本に検討する。</p>
<p>旅費について、宿泊費が高騰しており支給額では足りず、職員の持ち出しが生じている。また、ガソリン代も高騰しており、私有車による出張でも持ち出しが生じている。職員が自己負担することがないように改善するべきだ。</p>	<p>国において旅費法が一部改正され、宿泊料については上限付きの実費支給とする方向で見直しの検討が進められていることから、国における検討状況を注視したい。私有車で出張する場合の車賃については、車の性能が良くなり燃費が向上していることも踏まえると、ガソリン代をカバーできる単価設定であり、直ちに見直しが必要な状況ではないと考えている。</p>
<p>会計年度任用職員の非公募での任用回数の上限について、国は上限回数が 2 回であったところを撤廃したことから、県でも 4 回とする上限回数を撤廃するべきだ。人材確保が困難となっている状況であり、県でも同様の状況のはずだ。</p>	<p>同一の職務内容の職に再度任用される場合、4 回までは非公募による選考としているが、4 回までの任用終了後、新たに公募による選考の結果、同一人が任用されることは否定していない。</p>
<p>再任用職員の給与について、同一労働・同一賃金の観点から給与を引き上げてほしい。特に、一時金については会計年度任用職員より支給月数が低くなっている。他の都道府県では再任用職員の一時金について、支給月数を引き上げているところもあるため検討してほしい。</p>	<p>再任用職員の給与は国との均衡を踏まえた給与制度としている。人事委員会勧告では、給与制度のアップデートとして、国に準じて住居手当等の諸手当を支給する内容の勧告があったことから、これを基本に検討する。</p>
<p>子育て支援時間について、小学校 3 年生まで利用できるが、小学校 4 年生以降を心配しており、様々な環境にある子育て中の職員を支える制度としてほしい。他の都道府県では子育て支援時間制度に相当するものを小学校 6 年生までを対象として拡大している。子育て政策で遅れることがないように知事とも検討してほしい。</p>	<p>子育て支援時間は、国にない制度であり、多くの近隣府県でも小学校 3 年生までを対象としていることから、国や他の都道府県との均衡からこれ以上の拡大は困難である。引き続き、育児・介護と仕事の両立に向け、適切に取り組んでいきたい。</p>
<p>長時間労働の是正のため職員定数を増やし、適切な人員配置を行うこと。</p>	<p>行政需要に対応するため、平成 29 年度以降、定数を増員している。今後も、事務事業の見直しや業務の効率化の徹底を図りつつ、業務の質・量とのバランスを十分考慮して、突発事案の発生や育児介護など様々な事情がある職員の増加にも柔軟に対応できる、持続性や代替性の確保を進める観点を重視した体制づくりに取り組みたい。</p>